

◎新潟県告示第302号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月13日（金）	午前9時から正午まで	水沢公民館	十日町市全域
9月17日（火）	午後1時から4時まで	下条公民館	
9月18日（水）	午前9時から正午まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
9月19日（木）	午後1時から4時まで		
9月20日（金）	午前9時から正午まで	川治公民館	
9月24日（火）	午後1時から4時まで	松之山自然休養村センター （松之山公民館）地下ピロティ	
9月25日（水）	午前9時から正午まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	
	午後1時から4時まで		
9月26日（木）	午前9時から正午まで	松代支所 車庫	
	午後1時から4時まで		
9月27日（金）	午前9時から正午まで	十日町市陸上競技場	
9月30日（月）	午後1時から4時まで	吉田公民館	
10月1日（火）	午前9時から正午まで	中里支所 車庫	
	午後1時から4時まで		
10月2日（水）	午前9時から正午まで	予備日	
10月3日から令和 2年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月30日、12月31日、 令和2年1月2日、 1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会